大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により届出のあった下記の店舗計画について、同条第3項の 規定に基づき、次のとおり公告し、届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から起算して4か月を経過する日までに仙台市長に意見書を提出することができます。

令和5年8月18日

仙台市長 郡 和子

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友太白店 仙台市太白区太白一丁目6番1
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 12 番 10 号
  - (3) 変更した事項
    - ①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号
      - (変更後) 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 12 番 10 号
    - ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名
      - (変更前) 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号
      - (変更後) 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 12 番 10 号
  - (4) 変更の年月日令和5年5月8日
  - (5) 変更する理由 設置者及び小売業者の住所変更のため
- 2 届出年月日

令和5年8月17日

3 縦覧場所

仙台市青葉区国分町 3-6-1

仙台市経済局産業政策部商業・雇用支援課

4 縦覧期間

令和5年8月18日から令和5年12月18日まで (ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

5 注意事項

意見書には、(1)意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地)、(2)意見の内容、(3)意見を提出する者が私人である場合には氏名及び住所の公表の意思の有無を記載してください。提出された意見の内容は、原則として仙台市公報で公告され、縦覧に付されます。

(経済局産業政策部商業・雇用支援課)